

～大切なお知らせ～



令和5年度  
子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金を  
申請不要で受け取れます！

## 1. 支給対象者

下記に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

**令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金  
(前回の給付金)の支給対象者であった方**

(申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方)

## 2. 支給対象児童

**令和4年度給付金の支給算定対象児童**(2004年(平成16年)4月2日から2023年(令和5年)2月28日生まれの児童(障害児は2002年(平成14年)4月2日生まれ以降))

## 3. 支給額

児童一人当たり一律 **5万円**

## 4. 支給の手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和5年5月30日(火)に、児童手当又は特別児童扶養手当を支給している口座に振り込む予定です。

### 【至急、御連絡ください】

※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書の提出が必要ですので、至急、御連絡ください。

※ 令和4年度給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、至急、御連絡ください。

【連絡先：西脇市役所 福祉部はびいくサポートセンター TEL 0795-22-3111 (内線1152)】

※ 給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。(1人の児童について二重に受給した場合など)

\*お問い合わせは下記までお電話ください。

■ 子ども家庭庁コールセンター  
0120-400-903

(受付時間：平日 9:00～18:00)

■ 西脇市役所

福祉部はびいくサポートセンター  
0795-22-3111 (内線1152)

(受付時間：平日 8:30～17:15)

「低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に御注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や子ども家庭庁(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署又は、警察相談専用電話(#9110)に御連絡ください。